

第19回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための
体制の運用状況の概要

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社リボミック

上記の事項につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ribomic.com/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1 企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を制定し、取締役及び執行役員はそれを率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき教育等を行うことにより、周知徹底を図る。
- 2 法令、定款等に違反する行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に会社へ情報提供することを社内規程により定める。また、会社へ直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護規程に基づく内部通報制度「ホットライン」を設置、運用する。
- 3 社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。
- 4 法務関連事項を所管する部署は、法令、定款等に違反する行為を未然に防止するため、経営上の重要な事項について事前に検証を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び使用人は、職務の遂行に係る各種文書等の作成、保存及び管理については、法令及び「文書管理規程」等の社内規程に従い、適切に行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1 損失の危険（以下「リスク」という。）の管理については、各部署で規則を策定の上、講習会などを通じて周知徹底を図るとともに、内容に応じて弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を受け、適切に管理する。
- 2 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から特に重要なものについては取締役会において付議する。

(4) 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- 1 取締役会は、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- 2 取締役及び執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告を行う。
- 3 取締役会は、決裁権限規程に基づき執行役員に一部権限委譲を行うことにより、事業運営に関する迅速な意思決定を行う。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1 子会社の事業面における管理は研究開発本部が、管理面における管理は管理本部が統括管理を行う。
- 2 子会社に対し定期的に重要事項の報告を求め、報告事項のうち重要性の高いものについては当社取締役会において報告を行う。
- 3 子会社に対する監査は当社の内部監査室が行い、当社の内部監査計画に基づき定期的に内部監査を実施する。
- 4 子会社を含めた当社グループのリスク管理体制を構築するため、リスク管理に関する規則を定め、当社において包括的に管理を行う。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制並びに報告した者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- 1 取締役、執行役員及びその他使用人は、以下の事項について速やかに監査役に報告を行う。
 - (1)法令及び定款に違反する事項
 - (2)内部通報制度による通報状況
 - (3)会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- 2 監査役へ報告を行った取締役、執行役員及びその他の使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。
- 3 監査役は、取締役会、執行役員会等の経営上重要な会議に出席し、法定事項及び全社的に重大な影響を及ぼす事項について報告を受ける。
- 4 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

(8) 監査役職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) **監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制**

監査役は、代表取締役社長並びに会計監査人と定期的に意見交換を実施する。

(10) **財務報告の信頼性を確保するための体制**

金融商品取引法及び関連諸法令に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性を確保する。

(2018年5月14日 改訂)

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、業務の適正を確保するために、当事業年度において、以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 取締役会は14回開催され、取締役の職務執行を監督するとともに、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役及び社外監査役がそのすべてに出席いたしました。
- ② リスク管理規程に基づくリスク管理委員会を開催し、当社グループのリスク評価を行い、リスクの低減を図るとともに、リスク管理委員会での審議内容を取締役会において確認いたしました。
- ③ 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会や執行役員会等の重要な会議に出席いたしました。また当社グループの業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社取締役や使用人に説明を求めました。さらに当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図りました。
- ④ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社各部門の業務の監査を実施し、その検証結果を取締役会に報告いたしました。
- ⑤ コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、ハラスメント等に関する教育研修を適宜実施いたしました。
- ⑥ 内部統制の評価については、まず財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制を評価した上で、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価では、選定された業務プロセスを分析して、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、これら統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性を評価いたしました。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新株 予約権	純資産 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合 計		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	6,542,185	6,515,185	6,515,185	△7,055,932	△7,055,932	6,001,438	1,261	6,002,699
当 期 変 動 額								
減 資	△6,492,185	△563,747	△563,747			△7,055,932		△7,055,932
欠 損 補 填				7,055,932	7,055,932	7,055,932		7,055,932
新 株 の 発 行	188,294	188,294	188,294			376,589		376,589
当期純損失(△)				△1,684,754	△1,684,754	△1,684,754		△1,684,754
株主資本以外の 項目の当期変 動 額 (純 額)							△587	△587
当 期 変 動 額 合 計	△6,303,890	△375,452	△375,452	5,371,178	5,371,178	△1,308,164	△587	△1,308,752
当 期 末 残 高	238,294	6,139,732	6,139,732	△1,684,754	△1,684,754	4,693,273	673	4,693,946

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------|----------------------|
| ア 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法）によっております。 |
| イ 子会社株式 | 移動平均法による原価法によっております。 |

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----|---|
| 貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。 |
|-----|---|

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。
但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～15年
工具、器具及び備品	4年～20年

② 無形固定資産

定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3～5年）による定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。

① 共同研究

(a) 契約及び履行義務に関する情報、及び履行義務の充足時点に関する情報

当社では、顧客との契約に基づく共同研究を実施しております。共同研究では、共同研究期間にわたり定期的なやりとりを通じて所期の目的を達成するアプタマー創薬を行っており、これに係るサービス提供を履行義務として識別しております。

このため、共同研究では研究開発期間にわたる時の経過とともに履行義務が満たされていくこととなるため、共同研究期間にわたり収益を認識しております。

(b) 取引価格の選定及び取引価格の履行義務への配分額の算定に関する情報

取引の対価は、契約に基づき受領しており、履行義務を充足するまでの期間におけ

る前受金の受領、または、履行義務充足後の支払いを要求しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

② 受託研究

(a) 契約及び履行義務に関する情報、及び履行義務の充足時点に関する情報

当社では、顧客との契約に基づく受託研究を実施しており、契約に基づく研究を実施しております。受託研究では、その研究成果の内容報告を履行義務として識別しており、顧客が内容報告の検収を行った時点で、契約成果の支配が顧客に移転いたします。

このため、受託研究では顧客が内容報告の検収を行った時点で収益を認識しております。

(b) 取引価格の算定及び取引価格の履行義務への配分額の算定に関する情報

取引の対価は、契約に基づき受領しており、履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領、または、履行義務充足後の支払いを要求しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

2. 会計方針の変更

(収益認識に関する企業会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、繰越利益剰余金の当期首残高及び1株当たり情報に与える影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金銭商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる、計算書類への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) ①有形固定資産の減価償却累計額	210,426千円
②有形固定資産の減損損失累計額	48,011千円
(2) 関係会社に対する金銭債権・債務	
関係会社に対する短期金銭債権	461千円
関係会社に対する短期金銭債務	40,675千円
(3) 前受金のうち、契約負債の金額は以下のとおりであります。	
契約負債	3,666千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
事業費用	555,665千円

(2) 固定資産の減損損失

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京都港区	研究用設備等	建物	6,816
東京都港区	研究用設備等	工具器具及び備品	40,966
	その他		229
	計		48,011

(資産のグルーピングの方法)

当社は、固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、当社が進める特定のプロジェクトにのみ用いる固定資産がないことから当社の全ての固定資産を一つのグループとしております。

(減損損失を認識するに至った経緯)

当事業年度末においては、創薬の研究開発段階にあることから継続して営業損失を計上しており、かつ、中期事業計画に基づく割引前キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を下回っていることから、帳簿価額の回収可能価額を零とし、帳簿価額を備忘価額まで減額することとし、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、零として評価しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	27,908,784	650,556	—	28,559,340
合計	27,908,784	650,556	—	28,559,340

(変動事由の概要)

発行済株式の増加数の内訳は、以下のとおりであります。

従業員に対する譲渡制限付株式の発行による増加	51,000株
新株予約権の行使による増加	599,556株

(2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	762,770株
------	----------

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金あるいは一定以上の格付けが付された金融商品に限定し、また、資金調達については主として新株の発行により行う方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク、並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、契約時に個別に検討するとともに、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としています。

有価証券はすべて満期保有目的の債券であり、発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程である資金運用管理規程の定めに従い、一定以上の格付けが付された金融商品で元本が毀損するリスクを抑えて運用してい

るため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である未払金は、1年内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する事から、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
有 価 証 券	1,800,000	1,800,000	—

(注) 以下の金融商品は、市場価格のない株式等に該当することから上記表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	22,552

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
有価証券	—	1,800,000	—	1,800,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

有価証券の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

7. 有価証券に関する注記

(1) 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	1,800,000	1,800,000	—
	小計	1,800,000	1,800,000	—
合計		1,800,000	1,800,000	—

(2) 子会社株式

子会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は22,552千円）は、市場価格のない株式等であることから、記載を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

重要な会計方針に係る事項(3)重要な収益及び費用の計上基準に記載しているため、記載を省略しております。

9. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費	14,691千円
繰越欠損金	1,964,392千円
その他	15,851千円
繰延税金資産小計	1,994,935千円
評価性引当額	△1,994,935千円
繰延税金資産合計	－千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

当事業年度において税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	RIBOMI C USA I n c .	米国 カ リフォル ニア州	22	医薬品 の開発	(所有) 直接 100	医薬品 の開発 を委託 役員 の兼任	外注費	555,665	立替金 未払金	461 40,675

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案の上、両社にて協議の上決定しています。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 164円33銭
(2) 1株当たりの当期純損失 59円95銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。